

事業主のみなさまへ

徳島県「共働き・共育て」応援 奨励金

のご案内



男性育休が
当たり前な
社会へ！

令和7年4月1日以降に
取得を開始した育児休業が
対象です！

① 男性の育休取得促進

【支給要件】

通算28日以上の子育休を取得した場合

【支給金額】

20万円

※1回限り

③ 同僚への応援手当

【支給要件】

男性育休取得者の業務を代替する従業員に
手当を支給した場合

【支給金額】 上限

10万円

/月あたり

② 代替人員確保

【支給要件】

男性育休取得者の代替人員を新たに確保し、
業務に従事させた場合

【支給金額】 上限

20万円

/月あたり

④ 仕事と不妊治療の両立支援

【支給要件】

不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に
規定し、従業員が利用した場合

【支給金額】

5万円

※1回限り

対象事業主... 下記全てに該当する事業主

- 県内に事業所を有する中小企業等
- 県の「はぐくみ支援企業」として認証されていること
- 県が主催する「経営層向けセミナー」を受講すること
〈詳細については、交付要綱をご覧ください。〉

※はぐくみ支援企業認証に向け、専門アドバイザーによる伴走支援を実施
※男性育休制度の運用や職場風土づくりのための経営層向けセミナーを開催

※①～④の組み合わせにより、最大支給額は50万円/年度
※各奨励金1事業主1回限り
※①・④は厚生労働省の両立支援等助成金との併給ができます。

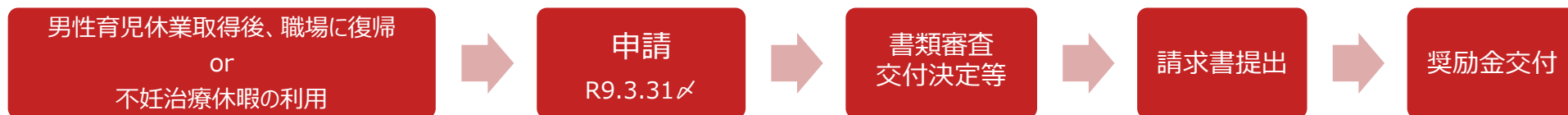
申請受付期間

令和8年8月26日(水)
～令和9年3月31日(水)

詳細はこちらから



申請・交付の流れ



＼申請日までに下記【１】及び【２】の要件を満たすことが必要です／



【１】「はぐくみ支援企業」認証制度



【２】県が主催する指定の「経営層向けセミナー」の受講

徳島県のホームページから
様式等をダウンロードし、
申請してください。 → → →



令和８年度申請における留意事項

1. 申請を行うためには、令和８年度のセミナーの受講が必要です。
2. 申請する場合は、次の対象労働者がいることが必要です。
交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であり、下記全てに該当する者

【①～③の場合】

- 雇用保険の被保険者として雇用されている**男性労働者**
- 令和７年４月１日以降**に育児休業の取得を開始していること。
- 育児休業終了後に職場復帰し、
申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。

【④の場合】

- 雇用保険の被保険者として雇用されている**労働者**であること。※性別問いません

3. 対象の育児休業等を取得し、復帰された従業員又は、
不妊治療休暇を利用した従業員がいる場合は、
令和9年3月31日までに交付申請を行ってください。

※②③の手当や経費の支払いが翌年度になる場合の扱いや、その他の詳細は
県HP（手引き・FAQ）をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。



～「共働き・子育て」オール徳島共同宣言～

徳島県では、少子化、人口減少が深刻化する中、若者や女性から選ばれる「住みやすく、育てやすい徳島」の実現に向け、経済、労働団体と行政が連携し、男女がともに仕事と家庭を両立でき、協力しながら家事・育児を行う「共働き・子育て」を「オール徳島」で応援する気運を醸成するため、令和7年3月27日に共同で宣言を行っています。

と 共働き・子育ての実現で「若者から選ばれる企業」へ！

テレワークの導入をはじめ、多様な働き方の推進により、仕事とライフイベントを両立しやすい職場環境づくりを進め、企業としての魅力向上に取り組みます。

＜ Good Office！ 男性育休が取得しやすい職場環境づくり

男性の育児休業の取得を促すため、相談体制の整備や業務分担の見直しなどにより、育休を取得しやすい職場環境づくりを推進します。

し 仕事でも家庭でも活躍できる社会へ

「男性は仕事」「女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消し、男女ともにキャリアアップと子育てを両立できる社会を目指します。

ま まずは経営者から意識改革！

経営トップ自らがメッセージを発信し、社員や家族の大切さを伝えることで、職場全体で「共働き・子育て」を応援する風土をつくります。

【申請先・問い合わせ先】

徳島県こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2730 メールアドレス：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

徳島 共育て

